

			ノ点 ウ点から 118 度 46 分 26 秒 322.22 m の点 オ点 ノ点から 177 度 21 分 27 秒 60.63 m の点 ク点 オ点から 108 度 11 分 39 秒 58.58 m の点
--	--	--	---

改める。

熊本県告示第 294 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
天草学園短期入所事業所 本渡市本町大字下河内 680 番地	社会福祉法人 啓明会 本渡市本町大字下河内 680 番地 毛利 康一郎	平成 15 年 3 月 13 日	43000300030136	児童短期入所
みつば学園短期入所事業所 芦北郡芦北町大字花岡 1539 番地	社会福祉法人 芦北福社会 芦北郡芦北町大字花岡 1539 番地 鳥居 康信	平成 15 年 3 月 13 日	43000300029138	児童短期入所
精粹園短期入所事業所 玉名郡菊水町大字萩原 1172 番地	社会福祉法人 菊水福社会 玉名郡菊水町大字萩原 1172 番地 秋好 ミイコ	平成 15 年 3 月 13 日	43000300021135	児童短期入所
国立療養所 再春荘病院 菊池郡西合志町大字須屋 2659 番地	国立療養所 再春荘病院 菊池郡西合志町大字須屋 2659 番地 杉本 峯晴	平成 15 年 3 月 13 日	43000300031134	児童短期入所

熊本県告示第 295 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
城南学園居宅介護事業所 下益城郡城南町大字藤山 1276 番地 2	社会福祉法人 慶信会 下益城郡城南町大字藤山 1276 番地 2 甲斐 孝子	平成 15 年 3 月 13 日	43000300032116	児童居宅介護
有限会社在宅センターかぐや姫 下益城郡城南町大字東阿高 1487 番地 3	有限会社 かぐや姫 下益城郡城南町大字東阿高 1487 番地 3 濱田 佐代子	平成 15 年 3 月 13 日	43000300034112	児童居宅介護
有明ホームヘルパーサービス 玉名郡天水町部田見 440 番地	社会福祉法人 天恵会 玉名郡天水町部田見 440 番地 山田 勝彦	平成 15 年 3 月 13 日	43000300035119	児童居宅介護